

三年十一月十三日の同盟合政黨組織準備委員会においては、團體單位或二票、個人單位或三票、折衷說一票となり、「政黨の單位は個人とし、労働者、農民、水平社同人、無產階級及新政黨の綱領に賛成する者を抱容する」ことに決議した。」しかし「組合員は無産政黨に加入することを以て原則とする」ことを可決し、また「組合と政黨とは何等かの方法で交渉を保つことを考慮する」ことを可決し、尚ほ「組合の總本部の役員、部員、書記は、政黨の役員たることを得ず」と決定した。

労働組合に於ては、此の問題に就き、議會對策委員會以来、幾度か論議を重ねたのであるが、第一回政治部會は申合案として、政黨の構成は個人單位を原則とすとなし、労働組合は政黨外にあって、適當なる施設によつて、出來るだけ組合の政治的意志を政黨に反映せしむるが妥當なりとした。例へば中央及地方に於て、労働組合會議と政黨との常設的協議機関を設け、常に兩者の意志の疏通を圖り、組合の意志を成るべく政黨に反映せしむることとする。また組合無產階級の意志を尊重するため、政黨組織準備は、各團體の代表者のみによつて行はれることとする。要するに、労働組合と無產政黨とは大體に於て分業に従ひ、兩者の意志の、疏通は出来るだけ開拓を期すべきであるけれども、労働組合が必ずしも政黨に對する統制権を保持すべき

ものにあらざることとした。労働組合が無產政黨を統制すべきや否やは、労働組合の實力如何に懸る問題であつて、機械的に決定すべき問題にあらずと云ふにある。右の案は申合案であつて、確定案でない。政治部は重要な問題に關しては、如何に或る場合に意見が違つても、其分の間、單なる申合案とし、其の研究討議は繼續さるべきものとして居る。此の點に就いて、特に會員諸君の御注意を乞ふ次第である。

政治研究會に對しては、總同盟會員は之に加入せざることゝしたが、同會を以て組合外の無產政黨組織の準備團體と見做し、之れと友誼的關係を保つて行くこととした。因に政治研究會は大正十三年六月廿八日に成立し、「無產階級の立場より、政治、外交、財政、經濟、教育、產業、労働、社會の諸問題を調査研究し、之が對策を確立し、大衆の政治的組織を促進し、日本社會の合理的改造を期する」ものである。重なる中心人物々舉ぐれば安部磯雄、太山郁夫、賀川豊彦、島中雄三、布施辰治、高橋龍吉、片山哲、三輪壽社、青野季吉、鈴木茂三郎の諸氏である。同會の勢力は主として關東方面に存在するが、其の狀況を示せば、員員數は、東京に千餘名、川崎市に四百餘名、横濱市に二百餘名、群馬縣約千名、長野縣に約四百名である。其餘、埼玉縣、秋田縣、青森縣、山口縣等にも支部が存在して居る。

## (口) 総 摘

政黨の宣言（又は前文）及綱領は、政黨の基調を示すものであつて、来るべき我國の無產政黨が如何なる綱領を有すべきやは、最も重要且つ困難の問題である。一言にしていへば、我國無產政黨の綱領は、我國資本主義の發達狀態に適應するところの無產階級の政治的要求でなければならぬ。我國の資本主義の發達は、歐洲先進國諸國の發達に比べて極めて差別的である。即ち歐洲先進諸國に於ては、資本階級が中世の封建社會を支配してゐた勢力を征服して、純一なる政權をなして來たのに反し後進國である我國の資本主義は、封建勢力を征服し得ず、却つて封建勢力の殘存物である藩閥官僚の保護干涉の下に發達して來たのである。然に東洋の市場に於ける諸外國の帝國主義的壓迫と、日清、日露の戰争とは、最後の過程に於つた我國の資本主義を完全に軍閥官僚の支配の下に置いた。大資本家は悉く御用商人化してしまつたのである。この狀態の下に成長して來た政黨は自ら軍閥官僚の上位なものとならざるを得なかつた。この故に歐米に於て、既に完成してゐるブルヂアチモクラシーが、我國に於ては未だ確立していないのである。今日無政會や政支會が、歐洲大戰後の澎湃たる民主主義の氣運に煽られ、人氣取政策として、普選選舉や

貴族院改革を叫んだ處が、一方に於て未曾有の暴惡法案たる治安維持法案を提出して、傳統勢力の御機嫌を取り繕ひつゝあるのである。要するに我國の支配階級は、元老、官僚、貴族、軍閥、大地主、大資本家等の諸要素の寄合體であつて、政治形態は自由主義化する段もなく、帝國主義化し反動化したのである。今や將に無產政黨の組織されんとする時に當つて、未だ労働組合が公認されない有様なのである。

差別的資本主義の下に於ける我國の無產階級は、政治的には言論集會結社その他の自由を甚しく侵害され、經濟的には絶えず生活不安の脅威を受けて居る。労働階級は地位向上のための團結権等へ保護されず、貧農階級は生活の綱たる耕作権と團結権をさへ確保されないのである。斯く觀する時、我國の無產階級は、實面の政治的要請として、政治的には民主政治の確立、經濟的には徹底的社會政策の實施を掲げざるを得ない。デモクラシーの確立は、我國政治形態より傳統的勢力と制度とを排除し、立憲的民衆政治を確立することであつて、具體的に例を引いて云へば、徹底的普通選舉（男女を問はず十八才以上の者に選舉権並びに被選舉権を與へる）、無產階級の言論集會結社の自由（治安警察法、新聞紙法、出版法、行政執行法等の改善）、地方自治の擴張（例へば知事公選）、文官任用令改正（官吏登用の